

燃料用優良木質ペレット認証手数料及び認証シール使用料規定

一般社団法人 日本木質ペレット協会
平成24年 1月25日 制定

(趣旨)

第1 この規定は、燃料用優良木質ペレット認証規程第14条及び第18条の規定に基づき、燃料用優良木質ペレットの認証に係る手数料等について、必要な事項を定めるものである。

(認証手数料)

第2 規程第18条で規定する認証手数料は、一般社団法人日本木質ペレット協会（以下「協会」という。）が燃料用優良木質ペレット認証業務を実施するのに要する手数料であり、申請受理後の審査及び認証維持のための調査監視に関する全てを含む。

ただし、規程第9条に規定する工場実地調査に係る当該工場へ赴く旅費及び規程第15条第3項に規定する製造工場への立ち入り調査に要する旅費は含んでいない。

- 2 協会は、申請者から認証申請書及び付属資料（以下「申請書類等」という。）の提出を受けた時は、審査に先立ち認証手数料の請求書を送付するものとする。
- 3 申請者は、協会から前号の請求書を受け取った場合には、請求書発行日から30日以内に認証手数料を納入しなければならない。
- 4 同一申請者から、同時期に申請される複数の申請で、製品規格及び製造基準が共通し、審査業務が簡略化できる場合は、2件目以降の認証手数料を規定第3の金額から105,000円を割り引く。
- 5 同一申請者から、同時期に申請される複数の申請で、工場実地調査を兼ねられる場合は2件目以降の手数は規定第3の金額から52,500円を割り引く。

第3 新規認証手数料、変更手数料及び更新手数料は次のとおりとする。

- (1) 新規認証手数料：1申請製品につき262,500円とする。
- (2) 変更手数料：10,500円とする。
- (3) 更新手数料：210,000円とする。

(工場実地調査等に係る当該工場へ赴く旅費の扱い)

第4 工場実地調査及び認証維持のための調査監視に係る製造工場への立ち入り調査のための旅費は次による。

- (1) 規程第9条第1項に規定する工場実地調査に係る調査員の旅費は、協会の「旅費規程」により、認証手数料とは別に申請者に請求する。
- (2) 規程第15条第3項に規定する認証維持のための調査監視に係る製造工場への立ち入り調査のための調査員の旅費は、協会の「旅費規程」により、認証手数料とは別に認証取得者

に請求する。

(認証シール使用料)

第5 規程第14条第3項に定める認証シール使用料は、年間販売数量に応じて次の金額とする。

- (1) 年間販売量1,000トン未満：52,500円
- (2) 年間販売量1,000トン以上5,000トン未満：73,500円
- (3) 年間販売量5,000トン以上10,000トン未満：105,000円
- (4) 年間販売量10,000トン以上50,000トン未満：157,500円

2 認証取得者は、毎年、4月1日までに認証製品の翌年度の年間予定販売量を協会に申告し、認証シール使用料を協会に納付するものとする。

ただし、認証を取得した年度の年間予定販売数量は、認証日から翌年の3月31日までの間に販売する数量とし、認証取得後直ちにその数量に応じた認証シール使用料を協会に納付するものとする。

3 認証取得者は、毎年度終了後、前年度の年間販売量を報告し、納付済み認証シール使用料との差額を清算する。